

(書式2)

補完貸付制度の貸付先承認にかかる自己資本比率等報告

当(注1)は日本銀行が行う補完貸付制度の貸付先承認のために、以下のとおり、自己資本比率等を報告します。

なお、日本銀行から要請がある場合には、計数の裏付けとなる資料等を速やかに提出します。

1. 区分(該当区分の左欄に○を記入)

区分	
(1)	国際統一基準適用先
(2)	母国においてバーゼルⅢ規制の適用を受けている外国銀行または母国においてバーゼル規制が存在しない外国銀行
(3)	国内基準適用先
(4)	母国においてバーゼルⅠ規制もしくはバーゼルⅡ規制の適用を受けている外国銀行
(5)	金融商品取引業者(本邦法人)
(6)	金融商品取引業者(外国法人)
(7)	証券金融会社
(8)	短資業者
(9)	その他

2. 自己資本比率 (注2)

○ 1.において (1)または(2)の先

(単位：百万円、%)

	単 体 (年 月 末 時 点)	連 結 (年 月 末 時 点)	(注3) 銀行持株会社 (年 月 末 時 点)
普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (A)			
普通株式等 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (B)			
普通株式等 Tier 1 資本の額 (C)=(A)-(B)			
リスクアセット (D)			
普通株式等 Tier 1 比率 (C)/(D)			
その他 Tier 1 資本に係る基礎項目の額 (E)			
その他 Tier 1 資本に係る調整項目の額 (F)			
その他 Tier 1 資本の額 (G)=(E)-(F)			
Tier 1 資本の額 (H)=(C)+(G)			
Tier 1 比率 (H)/(D)			
Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (I)			
Tier 2 資本に係る調整項目の額 (J)			
Tier 2 資本の額 (K)=(I)-(J)			
総自己資本合計 (L)=(H)+(K)			
総自己資本比率 (L)/(D)			

○ 1.において (3)または(4)の先

(単位：百万円、%)

	単 体 (年 月末時点)	連 結 (年 月末時点)	(注3) 銀行持株会社 (年 月末時点)
基本的項目 (A)			
うち、その他有価証券の評価差損(△)			
補完的項目 (B)			
うち、その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額			
うち、期限付劣後債務および期限付優先株			
準補完的項目 (C)			
控除項目 (D)			
自己資本総額 (E)=(A)+(B)+(C)-(D)			
リスクアセット (F)			
自己資本比率 (E)/(F)			

○ 1.において (5)または(6)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)	川下連結 (年 月末時点)	川上連結 (年 月末時点)
自己資本規制比率			
普通株式等 Tier 1 比率			
Tier 1 比率			
総自己資本規制比率			

○ 1.において (7)または(8)の先

(単位：%)

	単 体 (年 月末時点)
自己資本比率	

○ 1.において (9)の先 (注4)

--

3. その他報告事項 (注5)

2013年 月 日

(金融機関等名) (注6)

(役職名、代表者名)

(注7) _____ 印 (注8)

日本銀行金融機構局長 (注9) 殿

(注1) 当行、当社、当金庫等を記入して下さい。

(注2) ・該当する項目のみ記載して下さい。

- ・算出時点は申出直前の決算期末として下さい(中間決算期末を含みます。ただし、申出直前の決算期末の自己資本比率が申出時に判明していない場合には、判明している直近の決算期末として下さい。)
- ・自己資本比率は小数点第3位以下切り捨てをして下さい。金額については小数点以下(百万円未満)切り捨てとして下さい。
- ・表中「期限付劣後債務および期限付優先株」とは、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)第6条第1項第5号および第6号ならびに第18条第1項第5号および第6号、または、各先が適用を受けるこれに準じる告示に掲げるものを指します。
- ・表中「その他有価証券の評価差損(△)」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記入して下さい。ただし、平成20年金融庁告示第79号、平成20年金融庁・財務省・経済産業省告示第6号、平成20年金融庁・厚生労働省告示第7号または平成20年金融庁・農林水産省告示第22号に基づく特例(以下「特例」といいます。)を採用している場合は、特例を採用した金額を記入してください。この場合、特例を採用しない場合の金額を次の欄に記入して下さい。

(単位:百万円)

単 体	連 結	銀行持株会社

- ・表中「その他有価証券の貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額の45%相当額」欄は、算出した金額が正の値である場合に限り記入して下さい。ただし、特例を採用している場合は、特例を採用した金額を記入して下さい。この場合、特例を採用しない場合の金額を次の欄に記入して下さい。

(単位：百万円)

単 体	連 結	銀行持株会社

- ・「川下連結」は、「特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第128号)に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。また、「川上連結」は、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」(平成22年金融庁告示第130号)に基づき算出される連結自己資本規制比率をいいます。

(注3) 銀行持株会社とは、銀行法第52条の17第1項に基づき設立認可された会社をいいます。

(注4) 該当する場合には、別途ご相談下さい。

(注5) ・自己資本比率算出時点以降申込書提出締切日までの間に、他の法人との合併、他の法人からの事業の全部もしくは一部譲受け、他の法人への事業の一部譲渡、他の法人からの会社分割による事業の全部もしくは一部承継、他の法人への会社分割による事業の一部承継または増減資(以下この項で「合併または増減資等」といいます。)があった場合(該当する先は、その旨を明記して下さい。)には、(注2)の時点の自己資本比率とともに、当該合併または増減資等を反映した実績値を報告して下さい。但し、実績値がない場合には、申込書提出日に直近の時点の見込み値または監督官庁に合併等を反映した見込み値を提出済であるときはその数値を報告して下さい。

- ・また、申込書提出締切日時点において、合併または増減資等の計画を公表している場合は、その旨を記載して下さい。

- ・実績値または見込み値の報告に当っては、必ず算出時点を明示し、併せて算出の根拠となる計数等を提出して下さい。また、監督官庁に提出済の見込み値を報告する場合には、提出を証する書面(書式適宜)を提出して下さい。

(注6) 日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の印鑑届における金融機関等名を記載して下さい。また、外国銀行および外国法人である金融商品取引業者の場合には、届出済の和文呼称を使用して下さい。

(注7) 頭取、社長、理事長等が記名なつ印または署名して下さい。

(注8) 代表者欄への支店長等の代理人名の記載は不可。印章は、日本銀行との当座預金取引において業務局または支店に届出済の代表者の印鑑届に押なつしているもの(署名鑑届出者については届出済の署名)を使用して下さい。

(注9) 本書の提出先が本店の場合は金融機構局長、支店の場合は当該支店長として下さい。